

2010年10月15日

各位

プレス工業株式会社

当社における金銭不正・不適正使用の発覚について

この度、プレス工業株式会社元監査役の長阪弘記氏による金銭不正・不適正使用が発覚しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

関係各位に多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり深くお詫び申し上げます。

記

1.本件発覚の経緯及び現在に至るまでの経過

本日（2010年10月15日）、プレス工業健康保険組合から「当健康保険組合における金銭不正・不適正使用の発覚について」（別紙）において、元理事長の長阪弘記氏による金銭不正・不適正使用発覚の事実が公表されております。

当社は、同組合における上記の件の発覚を受け、長阪氏の当社監査役在任期間（2001年6月～2008年6月）の当社における金銭使用について調査を行ったところ、2百万円の金銭不正・不適正使用を認識しました。本件についても、長阪氏はその事実を認めました。

同年8月31日、当社は長阪氏と示談書を取り交わし、同年9月2日までに当社に対し2百万円の弁償がなされました。

2.本件の概要

長阪氏は、当社監査役在任期間において、①使途不明な経費請求、②行先不明な旅費請求、③同組合との二重請求等を当社に対し行っておりました。

3.本件発生の原因

監査役の経費使用のチェック体制に不備があったと認識しております。

4.再発防止策

監査役の経費について、監査役相互でチェックを行うこととします。

5.その他

なお、本件の発覚を受け、代表取締役2名が役員報酬の自主返上（10%、1ヶ月）を行います。

6.当社業績への影響

本件による業績への影響はありません。

以上

【本件に関するお問合せ窓口】

プレス工業株式会社 総務部長 矢原 洋

TEL：044-276-3901

2010年10月15日

各位

プレス工業健康保険組合

当健康保険組合における金銭不正・不適正使用の発覚について

この度、プレス工業健康保険組合元理事長の長阪弘記氏による金銭不正・不適正使用並びに当組合役職員による金銭不適正使用が発覚しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

関係各位に多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり深くお詫び申し上げます。

記

1.本件発覚の経緯及び現在に至るまでの経過

2010年6月4日、関東信越厚生局より当組合に定期監査を同年8月24日に行う旨の連絡を受け、現理事長の瀬上和利が監査対象期間（2004年以降）の会計について確認をしたところ、長阪氏の金銭使用に疑義を持ちました。

同年6月7日、瀬上は事業主のプレス工業株式会社に当該事実を報告し、長阪氏の当組合理事長在任期間（2001年6月～2006年7月）の金銭使用についての調査を開始しました。当該調査の結果、長阪氏による当組合における金銭不正・不適正使用（152百万円）の事実を認識しました。

同年7月15日、当組合は関東信越厚生局を訪問し、調査結果報告を行うとともに今後の対応を相談いたしました。

当組合は、同年7月19日に理事会、同年7月20日に組合会を開催のうえ、検査委員を選任し、関係者に対し事情聴取を行いました。

同年8月2日、瀬上及び検査委員は長阪氏に対し事情聴取を双方の弁護士同席のもと行ったところ、長阪氏は金銭不正・不適正使用の事実を認めました。

同年8月5日、当組合は組合会を開催し、長阪氏の金銭不正・不適正使用に対し、被害の回復を最優先とし刑事告訴と民事損害賠償請求訴訟提起を行うことを決議するとともに、訴訟代理人弁護士を選任しました。

同年8月23日・24日・31日、当組合に対し関東信越厚生局による監査が行われ、当該監査の結果、長阪氏による不正及び不適正な金銭の使用事実が確認されました。

同年8月31日、長阪氏と当組合は示談書を取り交わし、同年9月2日までに当組合に対し152百万円の弁償がなされました。

また、関東信越厚生局による監査においては、当組合役職員による金銭使用についても不適正なものがあるとの指摘を受けたため、瀬上及び検査委員は指摘内容の調査を行いました。その結果、不適正な使用について当該役職員が事実を認め、自主返納することとしました。

同年9月24日、当組合は組合会を開催し、長阪氏に対し刑事告訴と民事損害賠償請求訴訟提起を行わないことを決議しました。告訴しない理由は、①被害の回復を最優先とし長阪氏と交渉したところ、長阪氏本人が速やかに事実を認め、被害額の弁償がなされたこと、②理事長の報酬規程がない等、当組合の業務管理体制にも不備があったこと、③組合運営の早期立て直しと再発防止策の構築に全力を傾けたいこと、④本件を実名にて公表することにより、長阪氏本人が社会的制裁を受けることとあります。民事訴訟提起しない理由は、被害額の弁償がなされたこととあります。

同年9月29日、当組合は理事会を開催し、一連の件に関する関係者処分を決議いたしました。

当組合は、同年10月5日に理事会、同年10月6日に組合会を開催のうえ、当組合役職員に

よる金銭不適正使用について自主返納することの報告・承認を行うとともに、一連の件に関する取り扱いについての最終的な決議を行いました。

同年10月14日、当組合は関東信越厚生局に報告を行いました。

2.本件の概要

長阪氏は、当組合理事長在任期間において、①実体のない高額請求、②理事長報酬の過大受給、③私的経費の付け回し等の手口により継続的に健康保険組合の公金を着服し、①自宅の新築費用、②飲食・ゴルフ等の遊興費、③家具・電化製品・衣類等に使用しておりました。使用にあたって、長阪氏は当組合職員に対する支配的立場を利用し、不正な経理処理を指示しておりました。

また、当組合役職員による金銭不適正使用の内容は、①組合業務と関連性の無い飲食・ゴルフ、②明文化されていない出張手当等であります。

3.本件発生の原因

当組合は本件発生の原因として、次の問題があったと認識しております。

- ① 長阪氏の個人的資質によるものもあるが、絶対的な権限を持つ理事長の一方的な指示に逆らえず不正な経理処理が一定期間継続して行われたこと。
- ② 役職員報酬や旅費等の内部管理規程に不備があり、経費の取り扱い基準が不明確であった等、当組合の業務管理体制に不備があり、報酬・経費の処理が恣意的になされていたこと。
- ③ 選定並びに互選議員により選出された者が、監査マニュアルや監査教育のないまま組合監事として監査にあたり、不正な経理処理が見抜けなまま、結果として一定期間継続して不適切な監査が行われたこと。

4.再発防止策

当組合は実施済みのものも含めて次の対策を講じてまいります。

- ① 緊急措置として長阪氏の理事長職退任後の2006年8月以降の決算監査・経理内容を点検し、不正処理がないことを再確認した。
- ② 現理事長を除く当組合の役職員体制を一新する。
- ③ 健康保険組合の内部通報制度（監事へのホットライン）を確立し、今後、当該制度の活用を図ることとする。
- ④ 役職員の報酬規程・旅費等の経費の取り扱い基準及び経理処理基準を作成し徹底する。
- ⑤ 監査方法をマニュアル化し徹底するとともに組合監事の監査教育を実施する。
- ⑥ 監査期間を従来半期から四半期に変更する。
- ⑦ 監事による監査のほか、外部監査を実施する。（監事監査時に外部の公認会計士等の立会いを依頼する。）

5.処分について

当組合は、関係者に対し相当な処分を実施しました。

以上

【本件に関するお問合せ窓口】

プレス工業健康保険組合 理事長 瀬上 和利

TEL : 044-276-3929